

滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規

平成 29 年 2 月 8 日制定

令和 5 年 7 月 28 日改正

(設置)

第 1 条 この内規は、滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下「CSIRT」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 CSIRT は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）において発生した情報セキュリティインシデントへ対応、再発防止策の立案及び実施、その他指導を行い、全学総括責任者に対して速やかに状況を報告し、迅速かつ円滑な対応を図る。

(組織)

第 3 条 CSIRT は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副CISO (CISO とは、最高情報セキュリティ責任者 (Chief Information Security Officer) の略をいう。以下同じ。)
- (2) CISO補佐 2 名
- (3) 教職員 (前号に掲げる者を除く。) 若干名
- (4) 情報セキュリティに関する専門的知識及び経験を有する者 若干名
- (5) その他副CISOが必要と認める者

2 CSIRT に関する活動を統括するため、CSIRT 責任者を置き、副 CISO をもって充てる。

3 CSIRT 責任者の業務を補佐するため、CSIRT 副責任者を 2 名置き、大学担当として大学担当CISO補佐、医学部附属病院担当として医学部附属病院担当CISO補佐をもって充てる。

4 CSIRT 副責任者は、CSIRT 責任者が必要と認める場合又はCSIRT 責任者が業務を遂行できない場合は、CSIRT 責任者の業務を代行することができる。

5 第 1 項第 3 号から第 5 号までの職員は、CSIRT 責任者が推薦し、全学総括責任者が委嘱する。

6 前項で委嘱された職員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

7 欠員により補充された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第 4 条 CSIRT は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本学における情報セキュリティインシデントの報告窓口として、学内から

の情報セキュリティインシデントの可能性のある事象に関する情報を受け付けるとともに、情報セキュリティインシデント発生に際し、情報を収集し事象を正確に把握すること。また、情報セキュリティインシデントに関する対処の内容を記録すること。

- (2) 被害拡大の防止, 復旧, 再発防止のための技術的支援及び指導を行うこと。
- (3) 対処能力の向上を図るため研修, 訓練等を実施すること。
- (4) 本学の構成員に対する情報セキュリティ教育を行うこと。
- (5) 本学の情報セキュリティインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、情報統括・セキュリティ委員会に報告するとともに、対策に関する全学総括責任者の意思決定を支援すること。

第5条 前条第1項第1号の活動を行うにあたり、情報漏えいの有無の確認を行った際に知りえた個人情報等について守秘義務を負うこととする。

第6条 第4条第1項第2号の活動を行うにあたり、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ネットワークの全面停止

ネットワークにおける被害が全学へ及ぶおそれがあり、かつ、ネットワークの全面停止以外に適切な措置が認められない場合は、全学総括責任者の指示に基づき、当該措置を実施する。ただし、対策の遅れが被害の拡大につながるおそれがあり、緊急を要する場合は、CSIRT 責任者の判断により実施する。この場合において、CSIRT 責任者は、事後に全学総括責任者に報告し承認を得るものとする。

(2) ネットワークの一部停止

ネットワークの一部停止が有効な措置として認められる場合は、担当部署等へ連絡したうえで、当該措置を実施する。ただし、対策の遅れが被害の拡大につながるおそれがあり、緊急を要する場合は、CSIRT 責任者の判断で実施し、事後に担当部署等に報告するものとする。

(3) 機器の切り離し

サーバ、パソコンその他ネットワークに接続した機器をネットワークから切り離す必要があると判断した場合は、当該機器の管理者に切り離しを指示する。ただし、緊急を要する場合は、CSIRT 責任者の判断で実施し、事後に当該機器の管理者に通知するものとする。

(4) 調査のためパケット収集

(5) セキュリティイベントの検知

(6) ウイルス検知及び駆除

(7) その他情報セキュリティインシデント対応に関して必要な措置

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、CSIRTに必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年8月1日から施行する。